

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十七年二月二十七日

## 目次

### 監査委員告示

平成二十六年定期監査の結果に関する報告(年間総括)の公表	(監査委員)	一
財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表	(同)	五
平成二十六年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告(年間総括)の公表	(同)	一三
行政監査の結果に関する報告の公表	(同)	一六

### 監査委員告示

#### 岐阜県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十六年六月から同年十一月までに執行した定期監査の結果に関する報告(年間総括)を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県監査委員	岩	花	正
岐阜県監査委員	佐	藤	武
岐阜県監査委員	鶴	飼	誠
岐阜県監査委員	石	井	直
岐阜県監査委員	藤	良	寛

#### 第1 平成26年度定期監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、監査対象機関のすべに対して定期監査を実施した。なお、監査に当たっては、以下の7項目を重点監査項目として設定し監査を実施した。

#### 〔重点監査項目〕

- 消耗品購入・修繕に係る会計事務の検証
- パソコンの購入に係る会計事務の検証
- 資金前渡事務の確認
- 県が交付する補助金等の検証
- 一者随意契約の検証
- 物品管理の検証

<p>貸付金の債権管理の検証</p> <p>1 監査期間 平成26年6月から同年11月まで</p> <p>2 監査対象機関</p> <table border="1"> <tr> <td>知事部局</td> <td>183機関</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>99機関</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>57機関</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13機関</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>352機関</td> </tr> </table> <p>第2 監査結果</p> <p>1 定期監査における要望、質疑等 監査対象機関に対し、質疑を行い当局の見解を求めるとともに、必要に応じて意見を述べ、要望を行った。</p> <p>主な要望、質疑等は次のとおり。</p> <p>(1) 県財政について ア 県財政について、意見を述べ、要望を行った。</p>	知事部局	183機関	教育委員会	99機関	警察本部	57機関	その他	13機関	計	352機関	<p>図らわれない。</p> <p>・福祉部門における専門員の確保に努められたい。</p> <p>・多くの県立学校において教員数の不足を非正規職員で補っている状況であるため、正規の教員の確保に努められるとともに、年齢構成の偏りの改善を図られたい。</p> <p>イ 人事管理について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。</p> <table border="1"> <tr> <td>・組織改正の理由及びその効果について</td> </tr> <tr> <td>・適正な定数確保及び職員配置について</td> </tr> <tr> <td>・職員の健康対策の取組について</td> </tr> <tr> <td>・人材育成のための取組について</td> </tr> <tr> <td>・他県及び団体への職員派遣の目的について</td> </tr> </table>	・組織改正の理由及びその効果について	・適正な定数確保及び職員配置について	・職員の健康対策の取組について	・人材育成のための取組について	・他県及び団体への職員派遣の目的について
知事部局	183機関															
教育委員会	99機関															
警察本部	57機関															
その他	13機関															
計	352機関															
・組織改正の理由及びその効果について																
・適正な定数確保及び職員配置について																
・職員の健康対策の取組について																
・人材育成のための取組について																
・他県及び団体への職員派遣の目的について																
<p>・職員一人ひとりにコスト意識や公金意識を浸透させるとともに、事業内容や期待される効果についての十分な精査を通して、厳正かつ効率的な予算執行の徹底を図られたい。</p> <p>・県税について、特に個人住民税や自動車税の徴収対策強化により、更なる収入の確保に努められたい。</p> <p>イ 県財政について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。</p> <p>・人口減少や若者の車離れなどにより、将来的に減少していくと推測される自動車税収入の県としての先を見据えた対策について</p> <p>・試験研究機関等における外部資金を確保するための方策について</p>	<p>(3) 事務事業について ア 県が実施する各種事務事業について、意見を述べ、要望を行った。</p> <table border="1"> <tr> <td>・他機関との横断的な事業の取組を念頭に置いて、「清流の国ぎふ」づくりを実施・推進していただきたい。</td> </tr> <tr> <td>・「岐阜県成長・雇用戦略」を推進し、岐阜県の経済が着実によくなるように取り組まれたい。</td> </tr> <tr> <td>・女性が働きやすい場を提供するための取組について検討していただきたい。</td> </tr> <tr> <td>・リニア中央新幹線、北陸新幹線をまちづくりや観光、雇用等に大いに活用できるように、沿線自治体との調整を図られたい。</td> </tr> <tr> <td>・清流の国ぎふ森林・環境税の目的や用途を十分に県民にＰＲし、理解を深めていくよう努められたい。</td> </tr> <tr> <td>・生活保護費の支給に当たっては、不適正支給にならないよう支給開始時及び支給後の実態調査に十分努められたい。</td> </tr> <tr> <td>・障がい者の就労支援についてはまだ十分ではないと思われるので、職場開拓等に一層取り組まれたい。</td> </tr> <tr> <td>・建築物の安全性確保のため、建築基準法に基づく定期報告制度について効果的</td> </tr> </table>	・他機関との横断的な事業の取組を念頭に置いて、「清流の国ぎふ」づくりを実施・推進していただきたい。	・「岐阜県成長・雇用戦略」を推進し、岐阜県の経済が着実によくなるように取り組まれたい。	・女性が働きやすい場を提供するための取組について検討していただきたい。	・リニア中央新幹線、北陸新幹線をまちづくりや観光、雇用等に大いに活用できるように、沿線自治体との調整を図られたい。	・清流の国ぎふ森林・環境税の目的や用途を十分に県民にＰＲし、理解を深めていくよう努められたい。	・生活保護費の支給に当たっては、不適正支給にならないよう支給開始時及び支給後の実態調査に十分努められたい。	・障がい者の就労支援についてはまだ十分ではないと思われるので、職場開拓等に一層取り組まれたい。	・建築物の安全性確保のため、建築基準法に基づく定期報告制度について効果的							
・他機関との横断的な事業の取組を念頭に置いて、「清流の国ぎふ」づくりを実施・推進していただきたい。																
・「岐阜県成長・雇用戦略」を推進し、岐阜県の経済が着実によくなるように取り組まれたい。																
・女性が働きやすい場を提供するための取組について検討していただきたい。																
・リニア中央新幹線、北陸新幹線をまちづくりや観光、雇用等に大いに活用できるように、沿線自治体との調整を図られたい。																
・清流の国ぎふ森林・環境税の目的や用途を十分に県民にＰＲし、理解を深めていくよう努められたい。																
・生活保護費の支給に当たっては、不適正支給にならないよう支給開始時及び支給後の実態調査に十分努められたい。																
・障がい者の就労支援についてはまだ十分ではないと思われるので、職場開拓等に一層取り組まれたい。																
・建築物の安全性確保のため、建築基準法に基づく定期報告制度について効果的																
<p>(2) 人事管理について ア 人事管理について、意見を述べ、要望を行った。</p> <p>・「岐阜県職員倫理憲章」について、職員の意識が風化しないよう今一度徹底を</p>																

な啓発を実施されたい。

- ・企業のBCP(事業継続計画)作成支援について、必要性とあわせて普及啓発をして促進に努められたい。
- ・社会保障・税番号制度が円滑に導入されるよう、安全性、利便性を含めて周知されたい。
- ・工事請負及び業務委託について、何度も契約変更している事例が見受けられるため、事前の調査等を十分に行い、やむを得ない場合を除いて変更回数を減らすように努められたい。
- ・県立学校運営にかかる経費について「公費・私費負担区分ガイドライン」に沿った取扱いに努められたい。

イ 県が実施する各種事務事業について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・橋梁耐震補強の進捗状況及び土砂災害警戒区域の指定状況等防災に対する取組について
- ・各種計画、事業等に係る数値目標の設定及び達成状況について
- ・南飛騨健康増進センターの今後のあり方について
- ・指名競争入札における入札辞退の状況及び理由について
- ・薬物乱用防止や自殺予防に対する取組とその成果について
- ・鳥獣害対策の取組とその成果について
- ・県立学校における退学、休学等の状況及びその原因と対策について
- ・所管事業の効果、成果について

(4) 県が交付する補助金について

ア 県が交付する補助金について、意見を述べ、要望を行った。

- ・各種補助金について、毎年度同じような事業に同じように交付するのではなく、事業の目的や内容、成果などを十分に把握・精査し、県民に対する説明責任を果たすよう努められたい。
- ・補助事業の完了検査について、補助金の使途が制度の趣旨に沿った適正なものであるか十分に確認し、補助事業者に対する適切な指導に努められたい。

イ 県が交付する補助金について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・補助金返還事業等の再発防止対策について
- ・第三セクター鉄道等に対する支援の状況と今後の見通しについて

(5) 債権の保全・管理事務について

ア 県が保有する債権の保全・管理事務について、意見を述べ、要望を行った。

- ・貸付金の債権管理について、公平性の観点から回収に努力するとともに、時効の中断など制度を活用して債権保全に努められたい。
- ・債権回収については、総合的な視点から優先順位を付けて進められたい。

イ 県が保有する債権の保全・管理事務について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・道路及び河川占用料の債権回収及び不納欠損等債権管理の現状について
- ・児童措置費負担金及び児童扶養手当に関する債権管理の現状について
- ・奨学金の債権回収に関して講じた措置について
- ・県営住宅使用料の債権回収業務委託を含む債権管理について

(6) 財産の管理・活用状況等について

ア 県が保有する財産の管理・活用状況等について、意見を述べ、要望を行った。

- ・入居率の低い職員宿舎について、財政面を考慮し統廃合など効率的な運用方針を早急に検討されたい。
- ・施設や設備の維持修繕については、利用状況や費用対効果、必要性、代替案を十分に検討して実施されたい。

イ 県が保有する財産の管理・活用状況等について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・県立学校の校舎・施設設備の老朽化について

・セラミックパークMINO、花フエスタ記念公園、さばう遊学館、先端科学技術体験センター等の今後のあり方・活用計画について  
 ・下呂温泉病院、情報科学芸術大学院大学、可児警察署待機宿舎の跡地及び旧りはとびあ用地の有効利用について  
 ・物品を多数管理する県立学校の現物実査について

(7) 外郭団体について  
 ア 県が出資出捐する外郭団体について、意見を述べ、要望を行った。  
 ・岐阜県住宅供給公社については、経営改善状況を踏まえた資金援助のあり方を検討されたい。

イ 県が出資出捐する外郭団体について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。  
 ・木曾三川水源造成公社及び岐阜県森林公社の経営改善の進捗状況について  
 ・岐阜県住宅供給公社の方向性及び公的賃貸住宅の必要性について  
 ・岐阜県福祉事業団に指定管理者として管理運営させている県立社会福祉施設の中長期ビジョン策定における課題と方向性について

(8) 公務中における職員の交通事故について  
 職員の交通事故について意見を述べ、要望を行った。  
 ・公務中の交通事故が非常に多く、県の過失割合が100%という事例も少なくない。実効性のある注意喚起などにより、交通事故防止について、より一層の徹底を図られたい。  
 ・公務中の交通事故により発生した損害賠償金、公用車修理費用等は公金から支出されることを自覚し、より一層、公用車の運転について注意されたい。

<職員の交通事故に係る平成26年度監査結果>  
 県に損害を与えたもので示談が成立したものの66件（うち警察本部35件）が指摘・指導事項の対象となっており、このうち県の過失割合が50%を超えるものが49件で、うち100%のものが39件であった。  
 これらの事故において、損害賠償金 11,648,178円（うち警察本部8,815,751円）、修繕料 4,509,584円（うち警察本部1,203,210円）が支出されていたほか、うち

6件に関しては廃車手続（評価額及び修繕料相当額計3,883,228円）を伴っていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を求めた。  
 損害賠償金は相手方損害金に県過失割合を乗じた額、修繕料は県が修繕に要した額から相手方負担分を除いた額を指す。

2 監査実施機関数及び監査結果件数  
 監査を実施した機関のうち、134機関において87件の指摘事項、86件の指導事項が認められたので、是正、改善の措置を講じるよう求めた。また、10機関において13件の検討事項が認められたので、必要な検討などの措置を講じるよう求めた。  
 （単位：機関、件）

知 事 直 轄	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘・指導・ 検討事項あり	指摘事項	指導事項	検討事項	検討事項	検討事項
総務部	3	0	0	0	0	0
清流の国推進部	16	4	6	5	1	0
危機管理部	4	2	2	0	2	0
環境生活部	4	3	3	2	1	0
健康福祉部	12	3	3	2	0	1
商工労働部	41	20	26	13	10	3
農政部	21	4	4	1	2	1
林政部	29	11	15	9	5	1
県土整備部	8	2	3	1	1	1
都市建設部	22	13	19	15	4	0
振興興業局	16	5	6	2	4	0
教育委員会	7	4	4	2	2	0
警察本部	99	48	73	18	49	6
警察本部	57	20	20	17	3	0
その他	13	1	1	0	1	0

合 計	352	140	185	87	85	13
-----	-----	-----	-----	----	----	----

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

3 指摘事項・指導事項

(1) 指摘事項・指導事項の分野別件数と主な監査結果

(単位：件)

	指摘事項	指導事項	主な監査結果
収入関係	5	9	現金の保管・管理が不適正なもの 収入確保に適切な措置を要するもの
支出関係	16	9	支出負担行為の決定（事前決裁）及び支出負担行為の整理が不適正なもの 支出額が誤っていたもの
契約関係	3	5	契約方法及び手続が不適正なもの（変更契約を含む） 契約書（請書）が不適正なもの
財産関係	9	40	財産及び物品の管理事務が不適正なもの 故意又は過失により、県に損害を与えたもの
公営企業関係	0	1	財政状態及び経営成績を適正に表示していないもの
経済性、効率性又は有効性の観点	1	9	他の手段、方法によれば、より少ない経費で事業の目的が達成できたもの 事業効果等についての分析、検討がなされていないもの
その他	53	12	職員の交通事故で県に損害を与えたもの 道路等の管理環境で県に損害を与えたもの
合 計	87	85	

(注) 監査結果が複数の分野に関係する場合は、主な内容が属する分野で計上。

4 検討事項

監査基本要綱の監査結果の区分を見直し、従来「本課検討事項」としていたものに  
加え、所掌する事務の執行の適正化のため検討を求めるものを含め、平成26年度の定  
期監査から「検討事項」として所管課に対し改善を求めた。

(1) 検討事項に係る監査結果

検討事項の内容	件数
事業の企画・立案に際して、効果的な実施手法や実施後の事業効果の分析、 検証を適正に行うよう求めたもの	1
施設のあり方について検討を求めたもの	2
制度の整備及び人的配置等の検討を求めたもの	1
情報漏えい問題について、所管部署と連携し、対応に万全を期すことを求め たもの	1
実際に支払われている報酬額の妥当性について検討を求めたもの	1
補助事業の実施において、正しい計画のもとで適切に事業が実施されるよう 求めたもの	1
情報機器の予算管理又は（及び）情報管理について、関係部署が連携して取 り組むよう求めたもの	4
県立学校での契約事務の誤りについて、他の学校でも同様の事案が発生する ことがないように周知徹底を求めたもの	1
県立学校での設備の処分事務において、各学校が誤りなく産業廃棄物として 処分できるよう対応を求めたもの	1
合 計	13

長野県知事 田中 謙三

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により平成二  
十七年一月に執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告を決定したのど、同条  
第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年一月二十七日

長野県知事 田中 謙三  
長野県副知事 佐 藤 武 雄

監 査 人  
小 嶋 博 嗣  
岡 井 共 彦  
豊 田 隆 雄  
監 査 員  
監 査 員  
監 査 員

第 1 監 査 実 施 団 体 数

区 分	監 査 団 体 数	団 体 監 査 結 果 件 数			所 管 機 関 監 査 結 果 件 数				
		指 摘 事 項	指 導 事 項	検 討 事 項	指 摘 事 項	指 導 事 項	検 討 事 項		
出 資 ・ 出 捐 団 体	20	24	8	16	0	1	0	1	0
補 助 金 等 交 付 団 体	10	2	0	2	0	3	0	2	1
指 定 管 理 者	11	5	1	4	0	4	1	3	0
合 計	41	31	9	22	0	8	1	6	1

(注) 監 査 結 果 の 区 分 に つ い て は、 次 の と お り。

- ・ 指 摘 事 項 是 正 又 は 改 善 を 求 め る 事 項 の う ち、 そ の 程 度 が 重 大 な も の
- ・ 指 導 事 項 是 正 又 は 改 善 を 求 め る 事 項
- ・ 検 討 事 項 所 掌 す る 事 務 の 執 行 の 適 正 化 の た め 検 討 を 求 め る 事 項

第 2 監 査 結 果

監 査 の 結 果、 18 団 体 に お い て、 9 件 の 指 摘 事 項 及 び 22 件 の 指 導 事 項 が 認 め ら れ た。  
また、 6 所 管 機 関 に お い て、 1 件 の 指 摘 事 項、 6 件 の 指 導 事 項 及 び 1 件 の 検 討 事 項 が 認 め ら れ た の で、 監 査 対 象 団 体 及 び 所 管 機 関 に 対 し 是 正、 改 善 又 は 必 要 な 検 討 な ど の 措 置 を 講 じ る よ う 求 め た。

1 出 資 ・ 出 捐 団 体 (20 団 体)

実 施 団 体 名	実 施 年 月 日	実 施 団 体 名	実 施 年 月 日
一 般 財 団 法 人 岐 阜 県 市 町 村 行 政 情 報 セ ン タ ー	平 成 27 年 1 月 20 日	公 益 財 団 法 人 岐 阜 県 体 育 協 会	平 成 27 年 1 月 8 日
公 益 財 団 法 人 岐 阜	平 成 27 年 1 月 8 日	公 益 財 団 法 人 岐 阜	平 成 27 年 1 月 8 日

監 査 対 象 団 体	指 導 事 項	日 付	所 管 機 関	日 付
県 国 際 交 流 セ ン タ ー			県 美 術 振 興 会	
公 益 財 団 法 人 岐 阜 県 教 育 文 化 財 団		平 成 27 年 1 月 14 日	社 会 福 祉 法 人 岐 阜 県 福 祉 事 業 団	平 成 27 年 1 月 19 日
地 方 独 立 行 政 法 人 岐 阜 県 総 合 医 療 セ ン タ ー		平 成 27 年 1 月 20 日	地 方 独 立 行 政 法 人 岐 阜 県 立 多 治 見 病 院	平 成 27 年 1 月 15 日
公 立 大 学 法 人 岐 阜 県 立 吉 澤 大 学		平 成 27 年 1 月 21 日	公 益 財 団 法 人 岐 阜 県 産 業 経 済 振 興 セ ン タ ー	平 成 27 年 1 月 14 日
公 益 財 団 法 人 岐 阜 県 研 究 開 発 財 団		平 成 27 年 1 月 20 日	公 益 財 団 法 人 セ ン ト ラ ミ ッ ク パ ー ク 美 濃	平 成 27 年 1 月 15 日
岐 阜 県 名 産 販 売 株 式 会 社		平 成 27 年 1 月 19 日	一 般 社 団 法 人 岐 阜 県 農 畜 産 公 社	平 成 27 年 1 月 14 日
一 般 社 団 法 人 岐 阜 県 畜 産 協 会		平 成 27 年 1 月 19 日	公 益 社 団 法 人 岐 阜 県 森 林 公 社	平 成 27 年 1 月 13 日
公 益 財 団 法 人 岐 阜 県 建 設 研 究 セ ン タ ー		平 成 27 年 1 月 29 日	岐 阜 県 土 地 開 発 公 社	平 成 27 年 1 月 9 日
公 益 財 団 法 人 岐 阜 県 浄 水 事 業 公 社		平 成 27 年 1 月 29 日	岐 阜 県 住 宅 供 給 公 社	平 成 27 年 1 月 9 日

【 監 査 の 結 果 】

次 の と お り 指 摘 又 は 指 導 す る 事 項 が あ っ た。

ア 監 査 対 象 団 体

団 体 名	区 分	内 容
一 般 財 団 法 人 岐 阜 県 市 町 村 行 政 情 報 セ ン タ ー	指 導 事 項	平 成 25 年 度 の 決 算 に お い て、 平 成 25 年 度 に 取 得 し た 有 形 固 定 資 産 1 件 の 取 得 年 月 日 を 誤 っ て い た た め、 減 価 償 却 済 額 が 1,921,500 円 過 小 と な っ て お り、 固 定 資 産 の 帳 簿 価 額 が 過 大 に 計 上 さ れ て い た の で、 過 年 度 損 益 修 正 損 を 計 上 す る な ど として、 適 正 に 処 理 さ れ たい。

<p>公益財団法人岐阜県体育協会</p>	<p>指導事項</p>	<p>指導事項</p>	<p>平成26年度の決算において、棚卸資産である診療材料の出庫金額を誤っていたため、診療材料費が310,845円過大となっており、棚卸資産の帳簿価額が過小に計上されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>指導事項</p>	<p>国体強化対策事業に係る収支決算報告書の作成事務において、自己負担すべきユニフォームの経費を誤って過小に記載し、その分を県が負担するものとして作成したことにより、県の負担が31,500円過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項</p>	<p>公立大学法人岐阜県立看護大学 体育施設使用料に係る申請事務において、公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「大学」という。）の定める規程では、施設を使用したい者が大学に対して使用願を提出し許可を受けることとなっている。しかし、実際には羽高市（以下「市」という。）が窓口となっており、使用者団体の認定を行い、認定を受けた使用者団体が使用したい場合には、市が代わって大学に対して使用願を提出し許可を受けていた。今後は規程及び事務処理双方の見直しも含めて検討したうえで、適正に処理されたい。</p>
<p>公益財団法人岐阜県美術振興会</p>	<p>指導事項</p>	<p>指導事項</p>	<p>業務委託及び備品の調達に係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 入退室管理機器保守業務委託契約において、予定価格の決定を行うことなく、契約の相手方とする事業者から見積書を徴取し、契約を締結していた。 2 図書館カウンター用パネルヒーター購入及び設置契約において、契約の相手方とする事業者の選定及び予定価格の決定を行うことなく、事業者から見積書を徴取し、契約を締結していた。</p>
<p>地方独立行政法人岐阜県総合医療センター</p>	<p>指導事項</p>	<p>指導事項</p>	<p>指導事項</p>
<p>地方独立行政法人岐阜県立多治見病院</p>	<p>指導事項</p>	<p>指導事項</p>	<p>指導事項</p>
<p>指導事項</p>	<p>指導事項</p>	<p>指導事項</p>	<p>指導事項</p>

<p>公益財団法人セラミックパーク美濃</p>	<p>指摘事項</p>	<p>「陶芸作家展2013」の印刷物作成に係る支出事務において、平成24年度中に契約、納品まで完了しているにもかかわらず、平成25年度予算で執行していたので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>岐阜県名産販売株式会社</p>	<p>指摘事項</p>	<p>平成26年9月に発覚した社員による不正経理事案においては、総務課長が不在で結果的に一人で経理処理していた上、取締役が非常勤で監督が十分でなかったことが事実発生の一因と認められることから、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、以下の点に十分留意のうえ、再発防止策の確実な実施に合わせ、今後は適正な会計処理に努められたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会計処理に当たっては、複数名で処理するなど相互チェック機能が働く体制の整備を行うなど、不正防止に向けた内部けん制体制の強化を図ること。</li> <li>2 経理規程等の法令遵守に努めること。</li> </ol>
<p>指摘事項</p>	<p>指摘事項</p>	<p>ギョースト川鳥店の改修工事及び備品の購入に係る支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 稟議書が作成されていなかった。</li> <li>2 支出命令書及び振替伝票は作成されていたが、それぞれ決裁がとられていなかった。</li> <li>3 備品の購入に係る請求書がなかった。</li> </ol>
<p>指摘事項</p>	<p>指摘事項</p>	<p>平成25年度の決算に係る監査報告において、前回監査報告書の不備を指摘したにもかかわらず、監査役2名が押印した監査報告書の原本が保管されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>指摘事項</p>	<p>指摘事項</p>	<p>棚卸資産の在庫管理事務において、本社の商品在庫の現品棚卸が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>一般社団法人岐阜</p>	<p>指摘事項</p>	<p>月次決算において、団体経理規程に基づく会計残高試算表等が作成されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>一般社団法人岐阜</p>	<p>指摘事項</p>	<p>就農資金貸付金の連約金について、収入調定及び</p>

<p>岐阜県畜産公社</p>	<p>未回収額に係る仕訳がされていないことが、平成25年度決算書に未回収額が未計上となっていたので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>一般社団法人岐阜県畜産協会</p>	<p>平成25年度の決算において、平成19年2月に取得したレーザー複合機についての取得時からの減価償却の取扱いが誤っていたため、減価償却済額が1,102円過大となっており、固定資産の帳簿価額が過小に計上されていたので、過年度損益修正益を計上するなどして、適正に処理されたい。</p>
<p>公益社団法人岐阜県森林公社</p>	<p>立木の売買契約事務において、契約を締結する前に納付させるべき契約保証金500,000円の収納事務が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>公益財団法人岐阜県浄水事業公社</p>	<p>県から貸与されていたカラーキヤナー1台及びデスクトップパソコン1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>
<p>岐阜県住宅供給公社</p>	<p>情報の管理事務において、個人情報記録されたノートパソコン1台を亡失したことにより、個人情報情報の漏えいのおそれがあるので、今後は情報管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>

イ 所管機関

機 関 名	実施団体名	区 分	内 容
文化振興課	公益財団法人岐阜県美術振興会	指導事項	財団法人岐阜県美術振興会の平成25年度の財務諸表等作成において、前回の監査における指摘事項については改善が認められ

たが、以下のとおり振替伝票が作成されていない事例が認められたので、今後も引き続き会計処理が適正に行われるよう当該財団に対する指導・監督の強化を図りたい。

- 1 指定正味財産から一般正味財産への振替に係る振替伝票が作成されていない。
- 2 年度決算における決算整理事項において、固定資産の減価償却費及び有価証券の償却原価法適用による受取利息の振替伝票が作成されていない。
- 3 基本財産から特定資産への振替に係る振替伝票が作成されていない。

2 補助金等交付団体 (10団体)

実施団体名	補助金等の名称	実施年月日
学校法人富田学園	岐阜県私立学校(高校等)教育振興費補助金	平成27年1月29日
	岐阜県私立高等学校等就学支援補助金	
	岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金	
学校法人立木学園	岐阜県私立学校(幼稚園)教育振興費補助金	平成27年1月29日
学校法人電波学園	岐阜県私立高等学校等就学支援補助金	平成27年1月29日
一般社団法人岐阜県私学教職員退職金社団	岐阜県私学教職員退職金社団補助金	平成27年1月29日
	岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金	
社会医療法人厚生会	NBC・テロ対策設備整備事業費補助金	平成27年1月29日
	岐阜県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	
	岐阜県周産期医療施設等整備費補助金	

	(産科医療施設設備整備事業)	
	岐阜県発達障がい専門外来診療促進事業費補助金	
	外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金	
	新人看護職員研修事業費補助金	
	看護職員確保支援事業補助金	
	産科医等確保支援事業費補助金	
	岐阜県重症心身障がい児者短期入所報酬差額補助事業補助金	
	防災訓練等参加支援事業費補助金	
	岐阜県重症心身障がい児者短期入所報酬差額補助事業補助金	
	新人看護職員研修事業費補助金	
社会福祉法人瑞鳳会	介護職員処遇改善等臨時特例基金事業費補助金	平成27年1月29日
岐南町	岐阜県福祉医療費助成事業補助金	平成27年1月29日
社会福祉法人樹心会	岐阜県児童福祉等対策事業費補助金(児童家庭支援センター運営事業費補助金)	平成27年1月29日
岐阜県職業能力開発協会	岐阜県職業能力開発協会補助金	平成27年1月29日
垂井町有害鳥獣被害対策協議会	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	平成27年1月29日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

ア 監査対象団体

団体名	区分	内容

学校法人立木学園	指導事項	岐阜県私立学校教育振興費補助金において、補助対象経費として人件費のうち、諸手当の支給に係る算出根拠が給与規程等において明確にならなかったため、今後は適正に処理されたい。
社会医療法人厚生会	指導事項	岐阜県周産期医療施設等整備費補助金（産科医療施設整備事業）において、実績報告書が提出期限である補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに提出されなかったため、今後は適正に処理されたい。

イ 所管機関

機 関 名	実施団体名	区 分	内 容
私学振興・青少年課	学校法人立木学園	指導事項	学校法人立木学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金において、補助対象経費として人件費のうち、諸手当の支給に係る算出根拠が給与規程等において明確となっており、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理するとともに、当該法人から報告のあった改善状況について速やかに確認を行い、当該法人に対する指導の徹底を図られたい。
保健医療課	社会医療法人厚生会	指導事項	社会医療法人厚生会に対する岐阜県周産期医療施設等整備費補助金（産科医療施設整備事業）において、実績報告書が提出期限である補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに提出及び受理がされていないため、今後は適正に処理されたい。

次の事項について検討を求めた。

所管機関

機 関 名	実施団体名	区 分	内 容
私学振興・青少年課	学校法人立木学園	検討事項	<p>岐阜県私立学校教育振興費補助金について確認をしたところ、以下の検討を要する事項が認められた。</p> <p>当該補助金は、私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下「私立学校」という。）における教育の振興と保護者の教育負担の軽減を図るため、私立学校の教育に要する経常的経費等に対し、当該私立学校を設置する学校法人及び私学団体に、予算の範囲内において、補助金を交付するものとされており、補助対象事業として「一般補助事業（以下「一般分」という。）」と「知事が別に定める教育改革推進特別補助事業（以下「特別分」という。）」に分かれている。</p> <p>今回、学校法人立木学園に対する当該補助金の交付申請から額の確定に至る関係書類を確認したところ、実績報告書において、特別分の実績額が交付決定額を1,000円下回ることとなり、果の指示により、下回った1,000円を一般分に加算した形で実績報告書を提出し、その実績報告書を基に、額の確定が行われていた。</p> <p>当該法人に対する補助金額に変わりはなく、補助金交付要綱上も一般分と特別分の流用は認められない旨の規定が存在しないことから、今回の取扱いが不適正であるとは言えないが、交付額の決定に当たっては、補助事業の内容や一般分と特別分を分けて算定していることなどに鑑みると、補助目的に沿った適正な運用の観点からの検討が必要ではないかと考えられるので、事業間の補助金額の流用の可否を含め当該補助金の適正な運用について検討されたい。</p>

3 指定管理者 (11団体)

実施団体名	施設名称	実施年月日
公益財団法人岐阜県体育協会	・岐阜メモリアルセンター ・岐阜県長良川球技場 ・スポーツ科学トレーニングセンター	平成27年1月8日
関ケ原町	岐阜県東海自然歩道関ケ原ピシターセンター	平成27年1月21日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立寿楽苑	平成27年1月19日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立陽光園	平成27年1月19日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立ひまわりの丘第二学園	平成27年1月19日
岐阜市	岐阜県福祉友愛グループ	平成27年1月29日
一般財団法人岐阜産業会館	岐阜産業会館	平成27年1月29日
公益財団法人セラミックパーク美濃	セラミックパークMINO	平成27年1月15日
株式会社ビル代行・株式会社ミライコミュニケーションネットワーク共同體	・ソフトピアジャパンセンター第3別館 ・県営住宅ソピア・クラック	平成27年1月9日
一般社団法人岐阜県農畜産公社	岐阜県飛騨牧場	平成27年1月14日
昭和村MCグループ	平成記念公園	平成27年1月13日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

ア 監査対象団体

実施団体名 (施設名称)	機関名	区分	内容

社会福祉法人 岐阜県福祉事業団 (岐阜県立陽光園)	障害福祉課	指導事項	平成25年度の決算において、関市から障がい者虐待一時保護費用に係る35,000円について、(大区分)「その他の事業収入」の(小区分)「市町村委託事業収入」に計上すべきところ、(小区分)「県委託事業収入」に計上されていたので、今後は適正に処理されたい。
公益財団法人 セラミックパーク美濃 (セラミックパークMINO)	地域産業課	指導事項	セラミックパークMINOの管理運営業務において、基本協定書では、管理物品2,656件を管理しているが、物品貸借契約書においては、県からの貸付物品が1,403件となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
一般社団法人 岐阜県農畜産公社 (岐阜県飛騨牧場)	畜産課	指摘事項	岐阜県飛騨牧場の管理運営業務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 一般社団法人岐阜県農畜産公社(以下「公社」という。)は、飛騨牧場を使用する者から預託を受けて同人が所有する牛の飼養管理を行っており、使用者からは公社が定めた受託育成料を収受していた。この中には「岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例」(以下「条例」という。)に定める飛騨牧場の使用料が含まれて

	<p>いることから、条例及び「岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則」に定める使用料の承認の手続きが必要であるにもかかわらず、その手続きを行っていない。また、受託育成料に使用料が含まれていないことを明示しないまま、使用者から使用料を収受していた。</p> <p>2 使用料の収受に当たり、公社は県に対して毎月、使用料を前納していた。しかし、牛の体調不良等により当初の予定どおり牧場を使用しなかった場合の使用料については、手続きを行うことなく公社で精算を行い、前納した額との差額を翌月の前納額と合わせて使用料額として県へ報告していた。また、使用料は原則前納だが、使用者からは精算後の使用料額について、手続きを行うことなく後納させており、公社が使用料を一旦立て替えている状況となっていた。</p> <p>3 預託を受けた牛の使用料について、本来は預り金として区分して経理すべきところ、受託育成料として収入に計上し、公社所有の牛の使用料と合わせて使用料支出として県へ支出していた。</p> <p>4 公社所有の牛の使用料について、明確な理由がないまま使用料の減免を申請し承認を受けていた。</p>	<p>指導事項</p> <p>岐阜県飛騨牧場の管理運営業務において、管理運営協定書で施設及び主な備品等の管理物件を定めているが、シヨベルローダー1件が同協定書に記載されていないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	
<p>不 所管機関</p>			
<p>機 関 名</p> <p>障害福祉課</p>	<p>実施団体名 (施設名称)</p> <p>社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (岐阜県立陽光園)</p>	<p>区 分</p> <p>指導事項</p>	<p>内 容</p> <p>岐阜県立陽光園の指定管理業務において、次のとおり岐阜県立陽光園管理運営協定書に定められた管理物品と実際の管理物品とが異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 県から貸し付けていたリクラインング式普通型車いす等4件を管理物品としていなかった。</p> <p>2 既に廃棄したにもかかわらず救急蘇生器等7件を管理物品としていた。</p>
<p>地域産業課</p>	<p>公益財団法人セラミッククパーク美濃 (セラミッククパークMINO)</p>	<p>指導事項</p>	<p>セラムックパークMINOの管理運営業務において、基本協定書では、管理物品2,656件を管理しているが、物品貸借契約書においては、県からの貸付物品が1,403件となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>畜産課</p>	<p>一般社団法人岐阜県農畜産公社 (岐阜県飛騨牧場)</p>	<p>指摘事項</p>	<p>岐阜県飛騨牧場の管理運営業務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理するよう指導されたい。</p> <p>1 一般社団法人岐阜県農畜産公社(以下「公社」という。)は、飛騨牧場を使用する者から預託を受けて同人が所有する牛の飼養管理を行っており、使用者からは公社が定めた受託育成料を収受していた。この中には「岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例」(以下「条例」という。)に定める飛騨牧場の使用料が含まれていることから、条例及び「岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則」に定める使用料の承認の手続きが必要であるにもかかわらず、その手続きを行っていない。</p>

	<p>また、受託育成料に使用料が含まれていることを明示しないまま、使用者から使用料を収受していた。</p> <p>2 使用料の収受に当たり、公社は県に對して毎月、使用料を前納していた。</p> <p>しかし、牛の体調不良等により当初の予定どおり牧場を使用しなかった場合の使用料については、公社で精算を行い、前納した額との差額を翌月の前納額と合わせて使用料額として公社から報告を受けていた。</p> <p>3 預託を受けた牛の使用料について、公社は、本来、預り金として区分して経理すべきところ、受託育成料として収入に計上し、公社所有の牛の使用料と合わせて使用料支出として県へ支出していた。</p> <p>4 公社所有の牛の使用料について、明確な理由がない使用料の減免申請に對して減免を承認していた。</p>
--	--

岐阜県飛騨牧場の管理運営業務において、管理運営協定書で施設及び主な備品等の管理物件を定めているが、シヨベルローダー1件が同協定書に記載されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

岐阜県飛騨牧場告示第四号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により平成二十六年十一月から平成二十七年一月までに執行した財政的援助団体等調査の結果に関する報告（年間総括）を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。  
 平成二十七年二月十七日

岐阜県飛騨牧場 吉 花 田 穂 穂  
 岐阜県飛騨牧場 佐 藤 健 雄

岐阜県飛騨牧場 穂 穂  
 岐阜県飛騨牧場 田 井 田 下  
 岐阜県飛騨牧場 佐 藤

- 第1 平成26年度財政的援助団体等調査の概要  
 地方自治法第190条第7項の規定に基づき、県が資本金等を4分の1以上を出資等している団体（出資・出捐団体）の24団体、補助金等を交付している団体（補助金等交付団体）の20団体、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）の12団体の合計56団体に対し調査を実施した。
- なお、調査に当たっては、以下の5項目を重点調査項目として設定し調査を実施した。  
 [重点調査項目]  
 出資・出捐団体  
 決算事務における正確性の検証  
 一者随意契約の検証  
 補助金等交付団体  
 適正な申請・報告事務の検証  
 指定管理者  
 協定事項の遵守状況の検証  
 収支決算の正確性の検証
- 1 調査期間  
平成26年11月から平成27年1月まで
  - 2 調査実施団体数  
出資・出捐団体 24団体  
補助金等交付団体 20団体  
指定管理者 12団体  
計56団体
  - 3 調査対象年度  
原則として、平成25年度を対象とした。
- 第2 調査結果  
 1 財政的援助団体等調査における要望、質疑等

監査対象団体等に対し、質疑を行い見解を求めるとともに、必要に応じて意見を述べ、要望を行った。

主な要望、質疑等は次のとおり。

- (1) 出資・出捐団体
- ア 団体に対して、意見を述べ、要望を行った。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・(公大)岐阜県立看護大学において、県内に看護系学部学科の設置が増加するなど大学を取り巻く環境が変化する中で、県下の看護学の研究・教育活動の中核機関として地域社会のニーズに十分対応した大学運営に努められたい。</li> <li>・岐阜県名産販売(株)において、コーポレート・ガバナンスの強化などにより、不正経理事案の再発防止策の徹底に努めるとともに、今後は県の出資団体であることに十分留意して地域産業の活性化に努められたい。</li> <li>・(一社)岐阜県畜産協会の財政基盤の強化のための経営改善に向けた取組について、公金により事業が存立している現状を踏まえ、自主・自立するための方策を十分に検討し、畜産業の発展に資するよう努められたい。</li> <li>・(公社)岐阜県森林公社の経営改善に向けた取組について、中期的な視点のもと、高い経営能力や森林管理の技術を有する人材育成に努め、森林管理の効率化や累積債務の縮減など改善計画が達成できるよう一層の改善を図られたい。</li> <li>・岐阜県住宅供給公社におけるパントリーが紛失した事案について、紛失した原因を十分検証するとともに今後は同様の事案が生じないよう適切な物品管理の徹底を図られたい。</li> <li>・岐阜県住宅供給公社の賃貸住宅管理事業について、入居率が低迷している住宅については入居者等の実情に即した入居支援制度等を拡充するなど入居率向上に向けた取組を検討されたい。</li> </ul>
--

イ 団体に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善、経費節減等に向けた取組について</li> <li>・公益財団法人移行後の課題について</li> <li>・事務事業の事業効果について</li> <li>・医師、看護師の確保、勤務体制について</li> <li>・施設改修、更新に向けた対応について</li> <li>・未収金回収に向けた取組について</li> </ul>
---

- (2) 補助金等交付団体

ア 団体及び団体に補助金等を交付する所管機関に対して、意見を述べ、要望を行った。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県私立学校教育振興費補助金について、「一般補助事業(一般分)」と「知事が別に定める教育改革推進特別補助事業(特別分)」との間において、額の確定の際に補助金額の流用が認められたので、補助目的に沿った適正な運用を行うよう改善されたい。</li> <li>・(学)立木学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金について、補助対象経費として人件費については補助金交付要綱により学校法人が定める給与規程に基づくものに限るとしているが、諸手当の支給に係る算出根拠が給与規程において明確になっていなかったので改善を図られたい。</li> <li>・(一財)岐阜県サッカー協会に対する補助金について、概算私がされているにもかかわらず、事業終了後速やかな精算がなされていないので、今後は適正に処理されたい。</li> </ul>
---

イ 所管機関に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の必要性、事業効果について</li> <li>・補助対象事業の確認方法について</li> </ul>
--

- (3) 指定管理者

ア 指定管理者に対して、意見を述べ、要望を行った。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・セラミックパークMINOの指定管理者(公財)セラミックパーク美濃)は、施設利用のより一層の向上に向け、県との連携のもと効果的なPR方法や施設の多角的な活用などの方策を十分検討するとともに、維持管理費の節減にも努め適正な運営を行われたい。</li> <li>・平成記念公園(日本昭和村)の指定管理者(昭和村MCグループ)は、年々利用者が増加していることを踏まえ、集客力向上のための効果的なPR方法や、投資の費用対効果についても見直しを図り、魅力ある公園づくりを進められるよう努められたい。</li> <li>・ソントピアジャパンセンターの指定管理者(伊藤忠アーバンコミュニケーションズグループ)は、管理する県有物品が業務委託した業者により外部へ持ち出され本施</li> </ul>
---

設の管理業務外の用途に使用されていた事案を踏まえ、当該指定管理業務が公金によって運営されていることを再認識するとともに、基本協定書を遵守した適正な運営を行われたい。

1 指定管理者に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。

- ・施設の設定目的に沿った効果的な事業運営について
- ・運営収入確保に向けた施設の稼働率向上及び有効活用の取組について
- ・備品管理の適正性について

2 監査実施団体数及び監査結果件数

監査を実施した団体のうち、23団体において12件の指摘事項、27件の指導事項が認められたので、是正、改善の措置を講じるよう求めた。また、10所管機関において3件の指摘事項、10件の指導事項及び2件の検討事項が認められたので、是正、改善又は必要な検討などの措置を講じるよう求めた。

(単位：団体、件)

区分	監査実施団体数		団体監査結果件数			所管機関監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	指摘事項	指導事項	検討事項	
出資・出捐団体	24	6	11	27	9	18	0	2	0
補助金等交付団体	20	2	3	5	2	3	0	7	2
指定管理者	12	1	4	7	1	6	0	6	1
合計	56	9	18	39	12	27	0	15	3

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 所管する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

3 団体を所管する部署別団体数 (件数)

(単位：団体、件)

部署	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者		合計	
	指摘あり	指導あり	指摘あり	指導あり	指摘あり	指導あり	指摘あり	指導あり
知事直轄								
総務部	0 (0)	1 (1)					0 (0)	1 (1)
清流の国推進部	1 (2)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (3)	1 (1)
危機管理部								
環境生活部	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
健康福祉部	1 (1)	2 (7)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (2)	2 (2)	4 (10)
商工労働部	2 (4)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (3)	2 (4)	4 (6)
農政部	0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (4)
林政部	0 (0)	1 (1)					0 (0)	1 (1)
県土整備部	0 (0)	0 (0)					0 (0)	0 (0)
都市建設部	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
振興局								
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	0 (0)
警察本部	1 (1)	1 (1)					1 (1)	1 (1)
その他								
合計	6 (9)	11 (18)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	4 (6)	9 (12)	18 (27)

(注) 1 括弧内の数字は監査結果件数を示す。

2 「J」は、監査を実施した団体がないもの

4 監査結果の分野別件数

(単位：件)

分野	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者		合計	
	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項
収入関係	0	0	0	0	0	2	0	2
支出関係	5	0	0	0	0	0	5	0
契約関係	0	3	0	0	0	0	0	3
財産関係	1	4	0	0	0	0	1	4

決算関係	0	10	0	0	0	0	0	10
その他	3	1	2	3	1	4	6	8
合 計	9	18	2	3	1	6	12	27

(注) 監査結果が複数の分野に係る場合は、主な内容が属する分野で計上

5 主な監査結果

(1) 出資・出捐団体

内 容	件 数
財務諸表の作成において、減価償却の取扱いが不適正なものがあつた。	3
予定価格の決定を行うことなく、事業者から見積書を徴取し、契約を締結しているものがあつた。	2

(2) 補助金等交付団体

内 容	件 数
補助対象外経費を含めて申請し交付を受けていたことなどにより、補助金等を過大に受給している団体があつた。	2
実績報告書の提出が遅延している団体があつた。	2
補助金交付要綱において、補助対象経費の取扱いに不明確なものがあつたので、規定の整備について検討を求めた。	2

(3) 指定管理者

内 容	件 数
管理運営協定書に定められた管理物品と実際の管理物品が異なる団体があつた。	4
事業収支報告において、一部収入が指定管理業務の収入として計上されていない団体があつた。	1

岐阜県監査委員会第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定により平成二十七年一月二十九日に執行した行政監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県監査委員 岩 花 正 樹  
 岐阜県監査委員 佐 藤 武 彦  
 岐阜県監査委員 鶴 飼 誠  
 岐阜県監査委員 石 井 直 子  
 岐阜県監査委員 藤 良 寛

平成26年度 行政監査結果報告書  
「県立学校運営経費における公費の適正執行について」 目次

第1 監査のテーマ及び選定理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1 監査のテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 選定理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2 監査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1 監査対象機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 監査対象年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

3 監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

4 監査実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

5 監査の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第3 監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

1 県立学校の運営にかかる経費全体の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(1) 県立学校の運営にかかる経費の執行状況(学校種類別の執行状況) 2

(2) ガイドラインの策定に伴う教育委員会の予算確保状況・・・・・・・・ 3

2 着眼点ごとの監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(1) 公費負担すべき経費はガイドライン等の負担区分に沿って適正に執行されて  
いるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

① ガイドライン等で公費負担を原則とする経費とされているにもかかわらず、  
私費負担されていた事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

② ガイドライン等における負担区分が不明確であることにより、不適切な  
私費負担が行われていた事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

③ ガイドラインの運用にかかわらず、不適切に経費が支出されていた事例・・・ 12

(2) 私費負担から公費負担に改めた経費は経済的・効率的に執行されているか・・・ 14

3 公費・私費の負担区分のあり方を検討すべき事項(現状において全部又は一部  
が私費により賄われている経費)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(1) 図書購入費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(2) エアコン(冷房設備)の設置・維持費について・・・・・・・・・・・・ 17

4 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

(1) 団体徴収金の管理体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第4 参考意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

「県立学校運営経費における公費の適正執行について」

行政監査結果報告書

平成26年度

平成27年2月  
岐阜県監査委員

第1 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

県立学校運営経費における公費の適正執行について

2 選定理由

県立学校の運営にかかる経費は、学校教育法第5条により設置者負担の原則がうたわれているとともに、地方財政法第27条の3には、住民に負担転嫁してはならない学校の経費が規定されており、公費負担すべき経費を保護者に転嫁することは禁止されている。

しかし、高等学校の生徒に対する補習等の活動について、教員が教育委員会の許可なくPTA等の学校関係団体から報酬を受けていた事案が、平成23年度末に国会において指摘されたことが発端となり、本来公費負担すべき経費が私費負担されているのではないかという疑惑が全国各地で報じられた。

当県においても、県立学校の運営に関する私費として「学校預り金」及び「団体徴収金」が存在しており、従来、これらは私費会計ということで監査委員監査の対象ではないとされてきたが、近年、教職員がその会計事務を取り扱っている実態等から、その執行が適切に行われているか注視してきたところである。

このような状況の中、県教育委員会は、平成24年度末に、公費と私費の負担区分を整理し、最少の経費で最大の効果があるよう公費と私費の適切な執行と管理を求めた「公費・私費負担区分等ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定した。

そして、ガイドラインの運用については平成26年度から完全実施することとし、平成25年度中に県立学校から寄せられた様々な質疑に対する回答(考案方)をまとめた「公費・私費負担区分等ガイドライン質疑応答集」(以下「質疑応答集」という。)を同年度末に作成した。

そこで、各県立学校における平成26年度の運営経費について、ガイドライン及び質疑応答集(以下「ガイドライン等」という。)に沿って公費と私費の適切な執行が行われているか監査することとした。

第2 監査の概要

1 監査対象機関

県立学校80校(県立高等学校63校及び県立特別支援学校17校)、教育委員会事務局教育財務課、教職員課、教育研修課、学校支援課

2 監査対象年度

平成26年度(上半期、必要に応じて平成25年度も対象とした)

3 監査の着眼点

- ①公費負担すべき経費はガイドライン等の負担区分に沿って適正に執行されているか
- ②私費負担から公費負担に改めた経費は経済的・効率的に執行されているか

4 監査実施期間

- ①予備監査(事務局職員による監査) 平成26年10月から平成27年1月まで
- ②本監査(監査委員による監査) 平成27年1月29日

5 監査の実施方法

県立学校すべてに対して対して資料徴取及び書面による調査を実施するとともに、教育委員会事務局教育財務課、教職員課、教育研修課、学校支援課に対して資料徴取及び聞き取りを実施した。それらの結果を踏まえて監査委員による監査を実施した。

監査の実施に当たっては、県立学校の運営にかかる経費の執行状況、ガイドラインの策定に伴う教育委員会の予算確保状況を明らかにしたうえで、監査の着眼点に従って私費会計帳簿を調査することにより、公費負担すべき経費が私費会計から執行されていないか調査するとともに、私費負担から公費負担に改めた経費について、執行内容を確認することにより、経済的・効率的に執行されているか調査した。

第3 監査の結果

1 県立学校の運営にかかる経費全体の状況

(1) 県立学校の運営にかかる経費の執行状況(学校種類別の執行状況)  
平成25年度における県立学校の運営にかかる経費の執行状況は、高等学校は公費が約327億円(87.2%)、私費が約48億円(12.8%)であり、特別支援学校は公費が約111億円(96.9%)、私費が約3.6億円(3.1%)であった。

これを生徒一人当たりで見ると、高等学校は公費が約74万円、私費が約11万円であり、特別支援学校は公費が約511万円、私費が約16万円であった。

公費(円)	私費(円)	公費+私費		生徒一人当たりの額(円)				
		合計(円)	公費の割合	(A)	私費	公費私費		
A	B	C=A+B	D=A/C	E=B/C	F	G=A/F	H=B/F	I=C/F
32,765,012,816	4,819,230,272	37,584,243,088	87.2%	12.8%	44,269	729,682	108,882	838,565

特別支援学校

公費(円)	私費(円)	公費+私費		児童一人当たりの額(円)				
		合計(円)	公費の割合	(A)	私費	公費私費		
A	B	C=A+B	D=A/C	E=B/C	F	G=A/F	H=B/F	I=C/F
11,001,639,332	368,614,728	11,370,254,060	96.9%	3.1%	2,114	3,109,226	184,183	3,293,410

\*平成26年5月1日現在の数値(学校基本調査)

- 公費及び私費の数値  
平成25年度歳出決算額による。  
[私費について]  
ガイドラインにおいて、私費は以下のとおり定義されている。

・ 私費にあたるものとして、生徒個人に直接還元される経費を保護者から一時預りする性質の会計（以下「学校預り金」という。）と、PTAや青友会など学校関係団体（以下「関係団体」という。）の会計（以下「団体徴収金」という。）があり、これらを合わせて「学校諸費」と称する。

・ 学校預り金とは、本来生徒や保護者（以下「保護者等」という。）が個々に購入等準備すべき教材等の経費削減や調達の利便性を図ったり、修学旅行積立金など一度に集金するには保護者等の負担が大きいのなどについて、学校においてまとめて支払いを行ったりするために、一時お預りするものであり、当該会計事務は公務として携わるものである。

・ 団体徴収金とは、より質の高い教育展開やより学校特性を向上させるためなどに、保護者や教職員等会員により構成される、学校の運営支援等を行う関係団体の会計である。活動は会員総意によって決定され、学校長はその会計事務についてのみ関係団体から負託を受けて行うものであり、携わる職員は職務専念義務の免除を受けて従事するものである。

＊ 学校諸費の分類

学校預り金	学年（学級）会計	学年、学級、教科会計等
積立金会計	修学旅行、卒業アルバム等	
その他	部活動費、生徒会費、給食費、実習費、寮費、寄宿舎費等	
PTA（青友会）	一般会計、特別会計、基金会計等	
各種活動後援会	部活動後援会、教育振興会等	
団体徴収金	同窓会	※学校で会計事務を担うもの

上記の定義、分類を踏まえ、私費の数値は、学校諸費状況報告書等<sup>＊1</sup>の平成25年度歳出決算額<sup>＊2</sup>によった。

＊1 学校諸費状況報告書は、各県立学校において毎年度作成され、教育財務課に提出されるもので、私費会計ごとに決算状況、管理体制が記載されている。

なお、学校諸費状況報告書に記載されていない会計については、別途調査した。

＊2 PTAについては団体運営にかかる経費を含む。

(2) ガイドラインの策定に伴う教育委員会の予算確保状況

教育委員会は、県立学校において公費負担すべき経費が私費負担されていた状況を改めるため、ガイドラインの策定に伴い、私費から公費へ振り替えるための予算を、平成25年度9月補正予算で約9,100万円、平成26年度当初予算で約1億5,600万円確保した。

(単位：千円)

全日制高等学校管理費	平成25年度 9月補正予算	平成26年度 当初予算
全日制高等学校管理費	82,952	127,117
定時制高等学校管理費	1,750	2,929
通信制教育費	251	333
特別支援学校管理費	2,638	6,511
学校緊急連絡メール配信事業費	—	2,544
県立高等学校成績管理システム運営費	—	13,998
既定予算対応分*	2,964	2,964
合計	90,555	156,396

\*全日制高等学校管理費、定時制高等学校管理費、通信制教育費及び特別支援学校管理費の旅費

○ 全日制高等学校管理費における主な公費振替経費

- ・ 理科・数学の授業で使用する消耗品（実験器具、薬品等）  
平成25年度9月補正予算 3,072千円  
平成26年度当初予算 3,160千円
- ・ 建物の管理に必要な消耗品（修繕用材料、清掃用具、洗剤等）  
平成25年度9月補正予算 5,611千円  
平成26年度当初予算 5,771千円
- ・ 進路指導・生徒指導に必要な消耗品（進路指導用図書等）  
平成25年度9月補正予算 7,896千円  
平成26年度当初予算 8,122千円
- ・ 図書館用図書  
平成26年度当初予算 29,537千円
- ・ 図書管理システム保守費  
平成26年度当初予算 2,561千円
- ・ 高等学校模試結果分析システム利用料  
平成26年度当初予算 1,459千円

2 着眼点ごとの監査結果

(1) 公費負担すべき経費はガイドライン等の負担区分に沿って適正に執行されているか

ガイドラインにおいて、公費負担を原則とする経費は、学校運営（教育活動、施設設備の管理運営）にかかわる経費であって、県立学校共通の水準の維持に必要な経費とされている。

区分	概要	具体例
1 職員の人件費・旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の給与・各種手当、非常勤職員等の報酬・賞金</li> <li>・教育活動や学校管理運営にかかるとる旅費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤講師の報酬、介助員等の賞金</li> <li>・職員の公務にかかるとる手当</li> <li>・公務にかかるとる旅費（公務での旅費別途の場合あり）</li> </ul>
2 教育活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領に基づく教育を行うために必要な経費</li> <li>・生徒指導、進路指導等に必要な経費（学校としての体制整備のための経費）</li> <li>・生徒の心身の健康、安全に必要な経費</li> <li>・教務活動や学校運営・維持活動に必要な経費</li> <li>・授業に位置付けた生徒会、文化祭、体育祭の開催のための必要最低限の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業、実習等の教科活動、学校行事等特別活動のために職員に必要な教具、教材等</li> <li>・授業、実習等の運営に係る共用的なもの、または不特定多数の生徒に必要なものにかかるとる経費</li> <li>・進路指導や生徒指導に係る共用スペース等整備、成績管理等にかかるとる情報管理等事務に必要な物品や消耗品費等</li> <li>・保健室に常備する救急医薬品等</li> <li>・学校の施設や設備等の範囲内</li> </ul>
3 学校施設整備・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の建設や、維持修繕、保守管理に必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎や体育館、グラウンドやテニール等の学校施設の整備にかかるとる経費</li> <li>・維持修繕経費</li> <li>・校内や敷地内の環境整備にかかるとる経費</li> </ul>
4 設備整備・維持修繕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設内の給排水設備等設備整備や維持・保守にかかるとる経費</li> <li>・備品の整備や修理にかかるとる経費</li> </ul>
5 学校管理運営経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水費等学校の管理運営に必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気、水道、ガス、灯油等燃料代など学校の管理運営にかかるとる必要な経費</li> </ul>

また、私費負担を原則とする経費は、生徒個々に直接的利益として還元される経費、生徒の自主的活動にかかるとる経費、PTA等団体の運営にかかるとる経費とし、保護者に負担を求めるとるの妥当性は、直接的な受益者負担や直接の原因者負担にあるとるか否かを十分に検証し判断しなければならないとされています。

区分	概要	具体例
1 生徒個人の所有物にかかるとる経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒が学校や家庭のいずれにおいても個人管理し使用可能な物にかかるとる経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制服、体操服、実習服、鞆、名札、生徒手帳</li> <li>・筆記具等個人用学習用具、参考書、辞書類等</li> </ul>
2 教育活動に必要なものとして生徒個々に直接的利益として還元されるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が行う教育活動の一環で必要となる教材、教具</li> <li>・生徒が参加して生ずるとる利益が生徒個人へ還元されるもの</li> <li>・生徒指導や進路指導上において生徒個々に直接還元される経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業、実習等において必要な教材費等における特定個人生徒に必要なものにかかるとる経費</li> <li>・書道、絵画、調理等各種実習用材料費</li> <li>・修学旅行、校外学習、映画鑑賞等への参加に必要な経費</li> <li>・模擬試験料、資格検定料、個人又は特定の複数人数、集団の進路指導等にかかるとる資料代等</li> <li>・保険料、給食費等</li> <li>・農業、家庭クラブ関連経費</li> </ul>
3 生徒の自主的活動にかかるとる経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動、生徒会活動、文化祭、体育祭の開催にかかるとる一定水準を超えた経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化部や運動部など部活動の活動費、遠征費等</li> <li>・生徒の自主活動を行うにあつての特別な施設や設備の整備とその維持管理経費等</li> <li>・試合等生徒引率に最低限必要となる顧問等にかかるとる旅費</li> </ul>

上記負担区分は概要であり、詳細については、ガイドライン別表において具体的に示されています。

県立学校において、上記負担区分に従って執行されているか、特に公費負担すべき経費が私費会計から執行されていないか調査するため、県立学校の全私費会計のうち、以下の会計帳簿の写しを県立学校80校から徴収した。

- ・ 学校預り金 — 学年（学級）会計、積立金会計（修学旅行、卒業アルバム、進学模擬試験を除く）、その他の会計（部活動、給食、資格検定を除く）
  - ・ 団体徴収金 — P T A会計、各種活動後援会（部活動後援会を除く）
- なお、以下の会計は上記会計と比較して私費としての使途が明確であると判断し、帳簿による調査の対象から除外した。
- ・ 積立金会計（修学旅行、卒業アルバム、進学模擬試験）、その他の会計（給食、資格検定）
- 受益が生徒に直接帰属するもので、それらに要する経費のみが徴収されるもの

であること。

- ・ 部活動、部活動後援会
- ・ ガイダンス等では、原則的に私費負担とされていること。
- ・ 同窓会
- ・ 負担者は卒業生であり、学校運営にかかる経費の支出は母校に対する自主的な支援（寄付）であること。

調査した結果、ガイダンス等に沿っておおむね適正に執行されているものと認められたが、一部において改善を要するものがあつた。

具体的には、①ガイダンス等で公費負担を原則とする経費とされているにもかかわらず、私費負担されていた事例や、②ガイダンス等における負担区分が不明確であることにより、不適切な私費負担が行われていた事例があつたほか、③ガイダンスの運用にかかわらず、不適切に経費が支出されていた事例が認められた。なお、過去に全国的に問題となつた平日の始業前又は放課後に行われる補習等に従事する教員の手当や、これまでの定期監査において問題提起した平日の部活動にかかるとかかる教員の手当の支出は認められなかつた。

① **ガイダンス等で公費負担を原則とする経費とされているにもかかわらず、私費負担されていた事例**

ガイダンス等で公費負担を原則とする経費とされているにもかかわらず、私費負担されていた事例が28校で16事例見受けられ、その総額は2,141,208円であつた。

なお、公費負担、私費負担にかかわらず、経費の執行に当たっては、その必要性を十分検討しなければならないことは言うまでもない。

ア **生徒証にかかる経費**

14校で総額1,486,732円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)	学校名	支出額(円)
岐阜北高等学校	29,627	不徹高等学校	34,814
岐阜総合学園高等学校	12,375	加茂高等学校	66,430
岐阜城北高等学校	312,540	東濃高等学校	3,705
岐阜商業高等学校	279,180	可児高等学校	40,862
岐阜各務野高等学校	98,840	土岐商業高等学校	134,000
岐阜工業高等学校	362,000	斐太高等学校	17,433
大垣桜高等学校	17,496	高山工業高等学校	77,400

このうち、岐阜城北高等学校、岐阜商業高等学校、岐阜工業高等学校及び土岐商業高等学校では、プラスチック製又は塩化ビニール樹脂製の生徒証を作成していたが、これらは公費負担とする一定の水準を超えているものと判断して私費から支出していた。

イ **企業等訪問手土産購入費**

5校で総額91,860円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)	備考
岐阜城北高等学校	4,320	インターネット先の手土産
恵那農業高等学校	33,000	人対応時の手土産
高山工業高等学校	16,200	企業訪問時の手土産
吉城高等学校	2,160	進路先見学会開催時の手土産
華陽フロンティア高等学校	36,180	学校訪問時の手土産
		進路先企業訪問時の手土産

ウ **各種会費・負担金**

6校で総額59,316円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)	備考
岐南工業高等学校	26,580	東海工業高等学校校長教育研究会会費
		東海地区建築教育研究会会費
		東日本建築教育研究会・全国連絡協議会会費
		岐阜県自動車整備士養成施設連絡協議会会費
		整備主任者技術研修会受講料
可児工業高等学校	12,972	東海工業高等学校校長教育研究会会費
		東海地区電気教育研究会会費
		東海工業化学教育研究会会費
加茂農林高等学校	12,000	加茂・可児安全運転管理部会費
土岐商業高等学校	1,324	東濃地区小中高生徒指導連絡協議会学校負担金
高山工業高等学校	4,540	東海工業高等学校校長教育研究会会費
中濃特別支援学校	1,900	甲種防火管理新規講習負担金

岐阜工業高等学校及び可児工業高等学校については、支出時期に公費予算が配分されていなかったため、やむを得ず私費から支出していた。

エ **駐車場関連経費**

4校で総額116,045円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)	備考
可児高等学校	93,085	体育大会駐車場借用お礼及び駐車場整理費用
可児工業高等学校	3,780	P T A行事及び学校行事駐車場借用お礼
多治見北高等学校	11,232	入学式駐車場整理費用
益田清風高等学校	7,948	P T A行事及び学校行事駐車場借用お礼

可児工業高等学校及び益田清風高等学校は、PTA行事での借用と学校行事での借用とを合わせたお礼として、借用先にお礼の品を贈っていた。

ナ 扇風機購入費

3校で総額159,771円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)
岐阜商業高等学校	113,960
武義高等学校	18,273
恵那農業高等学校	27,538

カ 草刈機燃料等購入費

3校で総額14,404円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)	備考
岐阜北高等学校	8,614	草刈機燃料
東濃高等学校	4,875	草刈機燃料
可児高等学校	915	草刈機部品

キ 教職員用生徒手帳作成費

2校で総額15,845円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)
岐阜北高等学校	15,005
恵那農業高等学校	840

ク 定期健康診断補助医報酬

1校で103,000円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)
岐阜高等学校	103,000

ケ 読書感想コンクール副賞購入費

1校で1,500円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)
羽島北高等学校	1,500

コ 事務室FAX専用回線使用料

1校で18,423円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)
関有知高等学校	18,423

カ 生徒が使用する冷水利器の修繕費

1校で4,428円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)
恵那農業高等学校	4,428

冷水利器が私費で購入されたのか、公費で購入されたのか不明であり、PTAの備品にも県の備品にも登録されていない。現に生徒が使用しているものであり、備品としての取扱いを整理したうえで、公費負担すべき経費である。

キ 街頭補導駐車料金

1校で1,100円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)
斐太高等学校	1,100

ク 学校の玄関に飾る生花購入費

1校で600円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)
飛騨高山高等学校	600

ケ 学校行事の生徒引率旅費

1校で6,840円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)	備考
飛騨高山高等学校	6,840	スエーツ甲子園の生徒引率旅費

ク 図書管理ソフトウェア購入版購入費

1校で50,760円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)
高山工業高等学校	50,760

カ 生徒指導用個人写真一覧カラーコピー代

1校で10,584円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)
吉城高等学校	10,584

② ガイドライン等における負担区分が不明確であることにより、不適切な私費負担が行われていた事例

ガイドライン等における公費と私費の負担区分の考え方が不明確であることにより私費負担されていた経費で、公費負担が適当と考えられる事例が40校で2事例見受けられ、その総額は1,395,825円であった。

ア 生徒氏名ゴム印作成費

36校で総額963,763円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)	学校名	支出額(円)
岐阜北高等学校	50,400	郡上高等学校	36,309
長良高等学校	42,864	武義高等学校	23,625
岐山高等学校	50,400	関高等学校	31,020
羽島北高等学校	37,549	加茂高等学校	53,900
岐阜総合学園高等学校	34,560	東濃高等学校	17,175
岐阜城北高等学校	34,680	可児工業高等学校	27,400
岐阜商業高等学校	70,080	多治見高等学校	31,460
岐南工業高等学校	29,505	瑞浪高等学校	18,000
各務原高等学校	54,800	土岐紅陵高等学校	31,238
本巣松陽高等学校	28,800	土岐商業高等学校	24,000
山県高等学校	20,217	恵那農業高等学校	16,108
揖斐高等学校	18,400	中津高等学校	21,000
池田高等学校	16,863	坂下高等学校	8,114
大垣北高等学校	38,055	華陽フロンティア高等学校	24,180
大垣商業高等学校	3,220	岐阜盲学校	1,040
大垣校高等学校	24,000	岐阜本巣特別支援学校	3,040
海津明誠高等学校	20,160	郡上特別支援学校	1,600
郡上北高等学校	13,701	恵那特別支援学校	6,300

生徒氏名ゴム印作成費の負担区分は、ガイドラインでは「私費負担」とされている。一方、質疑応答集では「公費で作成することは差し支えない」とされており、その負担区分が必ずしも明確でない。そのため、生徒氏名ゴム印を私費で作成する上記学校のほか、公費で作成する学校も見受けられた。生徒氏名ゴム印は、生徒の指導管理に必要なものであるか十分検討し、必要なものであるなら、その作成費は公費負担すべきである。

イ 通学自転車登録証作成費

11校で総額432,062円が私費から支出されていた。

学校名	支出額(円)	学校名	支出額(円)
羽島北高等学校	37,380	大垣西高等学校	66,600
本巣松陽高等学校	29,800	関高等学校	62,160
岐阜農林高等学校	26,600	加茂高等学校	88,160
山県高等学校	7,548	妻太高等学校	11,904
揖斐高等学校	17,100	吉城高等学校	10,260
大垣北高等学校	74,550		

通学自転車登録証作成費の負担区分は、ガイドラインでは「私費負担」とされている。一方、質疑応答集では「全校生徒が必要なものでなく、学校による生徒指導と施設管理(駐輪場)のために一部の生徒に必要なものであり、公費負担すべきである」とされており、その負担区分が必ずしも明確でない。そのため、生徒氏名ゴム印と同様、通学自転車登録証を私費で作成する上記学校のほか、公費で作成する学校も見受けられた。通学自転車登録証は、学校敷地内に駐輪する生徒の自転車の管理に必要なものであるため、その作成費は公費負担すべきである。

③ ガイドラインの運用にかかわらず、不適切に経費が支出されていた事例

ガイドラインの運用以前の問題として、経費の支出自体が不要であったと考えられる事例が10校で2事例見受けられ、その総額は210,715円(私費180,699円、公費30,016円)であった。

ア 生徒が授業等で使用するパソコンのインターネット回線使用料

授業で使用するパソコン又は進路情報検索で使用するパソコンにかかるとインターネット回線使用料について、4校で総額132,299円が私費から支出されていたほか、1校で15,436円が公費から支出されていた。

学校名	支出額(円)	使用目的	備考
海津明誠高等学校	32,630	授業	私費から支出
土岐紅陵高等学校	20,472	授業	私費から支出
羽島北高等学校	45,611	進路情報検索	私費から支出
大垣西高等学校	33,586	進路情報検索	私費から支出
加茂高等学校	15,436	進路情報検索	公費から支出

生徒が授業で使用するパソコン又は進路情報検索で使用するパソコンであれば、学校間総合ネットワークへの接続が可能であることから、学校間総合ネットワークとは別にインターネット回線を開設する必要はなく、上記5校の支出も不要なものである。

\* 県内のすべての学校を接続し、教育情報を共有することで、授業・研修・生徒指導などの様々な教育活動を支援するとともに、各種教育行政業務の迅速かつ安全な遂行を支援するネットワーク基盤で、県が整備した高速・大容量の通信が可能な県域ブロードバンドネットワークである「岐阜県情報スーパーハイウェイ」を使って運用している。

イ 学校緊急連絡メール配信システム(旧システム) 利用料

学校緊急連絡メール配信システムにかかると利用料について、4校で総額48,400円が私費から支出されていたほか、2校で総額14,580円が公費から支出されていた。

学校名	支出額(円)	備考
岐阜工業高等学校	32,530	私費で平成26年度年間契約済
揖斐高等学校	3,860	私費から4月分のみ支出
海津明誠高等学校	3,370	私費から4月分のみ支出
高山工業高等学校	8,640	私費から4、5月分支出
大垣北高等学校	3,780	公費から4月分のみ支出
大垣工業高等学校	10,800	公費から4月分のみ支出

学校緊急連絡メール配信システムは、高等学校から生徒・保護者に対し一斉に電子メールが配信されるシステムである。平成25年度以前は、各高等学校はそれぞれ個別に構築したシステム(以下「旧システム」という。)を利用し、その利用料を私費負担していたが、平成26年度から、教育研修課が全高等学校共通のシステム(以下「新システム」という。)を公費により構築したことにより、各高等学校は、私費負担なしで利用できるようになった。

新システムの構築に至る事務処理状況を調査したところ、教育研修課は、平成26年度当初予算の議決後の平成26年3月19日に入札を行い、事業者決定後、遅くとも始業式(平成26年4月8日)に新システムが利用できるよう準備を開始し、平成26年4月1日に新システムの利用可能日を4月8日として各高等学校に通知した。

よって、各高等学校において新システムを利用できるのは4月8日となり、4月1日から1週間、新システムが利用できない空白期間が生じることとなった。

こうした状況の中、上記6校が旧システムの利用料を私費又は公費から支出したのは、4月1日からの空白期間を補うために、平成26年4月1日以降も引き続き旧システムを利用可能な状態にしたことによるものである。

通常、システムの利用には年間契約が必要であったと考えられ、5校(岐阜工業高等学校以外)のように1年間ないし2月間のみシステムを利用できたのは特殊な例であったと考えられる。また、新システムが利用できるまでの間、生徒・保護者に対し一斉に連絡する方法がない学校の体制は、危機管理上問題がある。

したがって、自然災害の発生など緊急事態時に生徒の安全を守るという緊急連絡メール配信システムの趣旨や公費・私費を含めた経費節減の観点を考慮すると、平成26年4月1日から新システムの利用が開始できるよう、教育研修課において適切な予算措置を含め、計画的な準備が進められていれば、上記のような支出やシステム利用の空白期間は生じなかったものと考えられる。

【監査意見】

- ・ 「公費・私費負担区分等ガイドライン」及び「公費・私費負担区分等ガイドライン」質疑応答集」において、公費負担を原則とする経費とされているにもかかわらず、私費負担されていた事例が見受けられたことから、「公費・私費負担区分等ガイド

ライン」及び「公費・私費負担区分等ガイドライン」質疑応答集」における公費と私費の負担区分について、県立学校に対して改めて周知徹底された。

- ・ 「公費・私費負担区分等ガイドライン」及び「公費・私費負担区分等ガイドライン」質疑応答集」における公費と私費の負担区分の考え方が不明確であることにより私費負担されていた経費で、公費負担が適当と考えられる事例が見受けられたことから、「公費・私費負担区分等ガイドライン」及び「公費・私費負担区分等ガイドライン」質疑応答集」を見直し、公費と私費の負担区分の明確化を図られた。

- ・ 「公費・私費負担区分等ガイドライン」の運用にかかわらず、経費の支出自体が不必要であったと考えられる事例が見受けられたことから、公費、私費を問わず、必要性を十分検討したうえで経費の執行について徹底を図られた。

(2) 私費負担から公費負担に改めた経費は経済的・効率的に執行されているか

平成25年度又は26年度に私費負担から公費負担に改めた経費について、県立学校80校に照会し、その回答を調査したところ、私費負担から公費負担に改めた経費により調達された物品等のほとんどは、少額や特定業務を理由とした随意契約であったほか、競争性が見込まれる事案については電子調達システムが活用されており、非経済的・非効率的な事例は見受けられなかった。

なお、経済的・効率的な物品等の調達については、平成25年度の行政監査により取組の徹底を求めたところ、教育委員会が電子調達システムの利用など、県立学校に対する指導を徹底した結果\*、その適正化が図られたことによるものと考えられる。

\*平成25年度行政監査結果と講じた措置

監査結果	講じた措置
教員が発注事務を行っている実態を踏まえ、学校における適正な物品購入事務を行うために、特に内部けん制という観点を重視し、会計規則等に則って、すべての学校に適用できる統一的なルールを作成された。	平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」により、物品調達事務に係るルールを例示し、学校自らが学校の実情に沿ったルール作りを行うとともに、予定価格が3万円を超えない調達案件についても、「岐阜県電子調達システム事務取扱要領」第4条に規定する対象外案件を除き、電子調達システムを利用して調達を行うよう各学校長に通知した。また、平成26年6月までに開催
事前決裁書の作成に当たり、遡った起案日を入力する行為は不適正な会計事務処理であるため、正当な理由がない限り禁止されたい。	
納品後等に事前決裁書を起案する行為は、支出負担行為の制度を逸脱した不適正な会計事務処理であるため、禁止され	

<p>たい。 請求書の受理については、教員、事務職員相互の連絡を密にすることにより、不当な収受印押印による支払遅延を来すことのないよう、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に則り適正に処理されるよう徹底されたい。</p>	<p>した県立学校事務長会議において、会計事務の重要性を職員会議等において周知することを指示するとともに、物品調達事務の学校の実情に沿ったルール作りを行うことに改めて指示した。</p>
<p>遅延利息が発生する事案が1校で、遅延利息は算定されないものの支払遅延が生じていた事案が6校で認められたこと、また、事務職員のほか、教員による請求書の滞留などがその原因であったことが認められたことから、学校における会計事務全般について適正化を図るための措置を講じられたい。</p>	
<p>物品を購入するに当たっては、限られた予算の中で効果的な執行が求められることから、定期的に必要量を調査し購入計画を立てるなどとして、経済的・効率的な調達の実施に努めるよう徹底されたい。</p>	
<p>特に、授業に必要な教材等の物品については、年間カリキュラムに基づき予め必要量を把握できると考えられることから、経済的・効率的な調達のため、購入計画の作成及び適切な運用に努めるよう徹底されたい。</p>	
<p>電子調達システムについては、経済的・効率的な調達に資する調達方法であることから、今後一層の利用率向上を図られたい。その際、安易な分割発注を行わないことはもちろんのこと、予定価格が3万円以下の調達であっても積極的な利用を促進されたい。</p>	
<p>学校においては、収支等命令者に学校長、出納員に事務(部)長がそれぞれ指定され、会計事務すべてが同一機関内で完結しており、本庁各課における出納事務局、総合庁舎内の地方機関における振</p>	<p>従来から出納管理課と合同で実施している県立学校に対する会計事務実地検査について平成26年度から教育委員会事務局の担当職員を2名増員し、8名体制とすること</p>

<p>興局(振興局)に置かれる事務所)出納課のような外部のチェックが働かないことを踏まえ、実地検査の拡充など会計事務指導を徹底されたい。</p>	<p>で、より多くの県立学校に対し検査を行うこととした。</p>
<p>物品発注事務に携わる教員に対しては、出納事務局とも連携し、会計事務に関する研修を義務付けられたい。</p>	<p>平成26年度から教員3年目研修に会計事務を加え、平成26年6月18日に「学校会計の適正な管理について」と題して、物品購入事務等について研修を行った。</p>
<p>これら指導・検査、研修については、法令遵守による会計事務の適正化を徹底するとともに、経費が県民の税金で賄われていることに鑑み、経済的・効率的な調達の観点からも、教育委員会全体として意識改革を図られたい。</p>	<p>平成26年4月21日に開催した県立学校長会議において、適正な会計事務の徹底を指示した。 また、平成26年6月13日付け教総第126号教育長通知「会計事務等の適正な執行について(通知)」により、平成25年度の定期監査結果等を周知し、会計事務等の適正な執行に努めるよう県教育委員会全機関に通知した。</p>

3 公費・私費の負担区分のあり方を検討すべき事項(現状において全部又は一部が私費により賄われている経費)

既述のとおり、ガイドラインの策定・運用により、おおむね適正な執行がなされているものの、ガイドラインがすべての経費の負担区分を完全に明確にしているわけではなく、中には、これまでの経緯から、一定の私費負担を前提としている経費も見受けられるところである。  
このような経費として、図書購入費とエアコン(冷房設備)の設置・維持費が挙げられるが、これらの公費・私費の負担区分のあり方については、今後の課題、すなわちガイドラインにおける残された課題として、検討すべき事項と考えられる。

(1) 図書購入費について

学校において購入する図書には、主に学校図書館用図書と連絡指導用図書があり、それぞれについてその負担区分がガイドライン等で示されている。具体的には、学校図書館用図書については、ガイドラインにおいて、原則公費負担とする一方で「PTA所管や生徒会等所管図書」を私費負担としているほか、質疑応答集において、「学校(教員)が教育や生徒のために必要であるとしたものは公費で対応すべきであり、生徒や保護者が要望するもので公費負担できないものは、PTA等からの寄付・貸与、団体等所有の整備(PTA文庫や生徒会文庫等)もあり得る」として

る。また、進路指導用図書については、ガイドラインにおいて、進路指導に最低限必要な図書を原則公費負担とし、質疑応答集においても「PTA等保護者側が整備するものもあり得るが、学校が必要とするものであれば学校側からの支援要請はしてはならない」としている。

私費会計帳簿を調査したところ、80校のうち58校のPTA会計から総額約1,800万円の支出が見受けられ、このうち、最も支出額が多い学校は約90万円であった。また、総額約1,800万円の支出のうち、進路指導用図書の支出が34校で約800万円あり、このうち最も支出額が多い学校は約70万円であった。

教育委員会においては、平成26年度当初予算において、図書館用図書の購入費として約4,700万円、図書を含む進路指導等に要する消耗品費として約830万円を措置しているが、上記のように学校間で相当のばらつきが認められたところであり、結果として、必要な公費予算が確保されていない可能性も否定できない。

なお、学校図書館法第6条では「学校の設置者は(中略)学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない」と規定されており、基本的に私費による整備は想定されていないことに留意する必要がある。

**【監査意見】**

図書の購入については、現状において私費による対応もある程度やむを得ないと思料されるが、学校図書館法第6条の趣旨を踏まえつつ、県立学校における図書の整備方針(購入基準)を定めるなどにより、公費で賄うべき範囲を明確にすべきである。

**(2) エアコン(冷房設備)の設置・維持費について**

平成26年4月1日現在の県立高等学校の普通教室におけるエアコンの設置率(保有室数に対する設置室数の割合)は、文部科学省の調査によると55.4%となっており、愛知県55.7%(公立高等学校の数値)、静岡県56.0%(同)とほぼ同水準である。また、学校単位で見ると、約6割の37校で設置されている。このうち、30校において全室に設置されており、そのほとんどが普通科を置く学校となっている。

ところで、教育委員会は、毎年度定める学校建設実施設計基本方針において、冷房設備としてのエアコンについて「高等学校の普通教室には原則として整備しない。ただし、PTA等による空調設備の設置要請及び寄付の申入れがあった場合は、整備してもよい」としており、原則、エアコンの設置は不要との立場をとっている。それ故、ガイドラインに公費・私費の負担区分についての記述はなく、質疑応答集においても「夏休みがあり授業では使用せず夏休みの補習等で使用するものとしての整理から、県費での整備対象外」とされている。

なお、県立特別支援学校においては、障害のある児童・生徒の健康面の配慮から、すべての普通教室に公費で設置されている。したがって、検討すべき課題は、県立高等学校の普通教室におけるエアコンの設置の是非、設置する場合の公費・私費の負担区分のあり方である。

私費会計帳簿を調査したところ、高等学校34校で総額約7,500万円が支出されており、その内訳は、電気・ガス料金1,615万円、保守・修繕費用1,116万円、割賦料564万円、リース料142万円、新規整備費用4,079万円であった。このうち、電気・ガス料金の中には、例えば「6月分」との記載も見受けられ、授業においても使用されている実態がうかがわれた。

また、エアコンを設置している高等学校に照会したところ、29校で総額約4億円の設備更新のための積立金が存在していることが判明した。

**【監査意見】**

普通教室へのエアコンの設置については、一概にその是非を論ずることはできないものの、現状において、夏休みの補習時だけでなく、授業においても使用されている実態がうかがわれること、設置されていない学校がある一方で全室に設置されている学校もあることなどを踏まえ、改めて、設置の要否、公費・私費の負担区分のあり方について検討が必要であると考えらる。

なお、検討に当たっては、昨今調達方法が多様化していることも踏まえるとともに、多額の積立金を有する学校(私費会計)が存在する実態にも留意する必要がある。

**4 その他**

**(1) 団体徴収金の管理体制について**

PTAなど学校関係団体については、学校の支援という設置目的や、事業規模や予算規模が大きく、保護者等のみによる運営も困難であることから、学校長が団体徴収金の会計事務について関係団体から負託を受け、勤務を行っている。

既述の学校諸費状況報告書を通査したところ、4校の8会計において、一人の職員が会計担当者、通帳管理者及び印鑑管理者を兼ねていることが判明した。会計事務を適正に行うため、内部けん制の観点から、会計担当者、通帳管理者及び印鑑管理者には別々の職員を充てるべきである。

**【監査意見】**

団体徴収金の管理について、同一職員が会計担当者、通帳管理者及び印鑑管理者を兼ねている事例が見受けられたことから、内部けん制の観点からそれぞれ別の職員を充てるよう、県立学校に対して指導徹底を図るべきである。

**第4 参考意見**

今後、人口減少・少子高齢化が進行するなか、児童・生徒数の減少に伴い、私費の総額が減少していくことが予想される。一方で、国・県を通じて現下の厳しい財政状況は今後も続くことが見込まれることから、公費の大幅な増額は困難であると考えられる。そうした中、当県の教育水準を維持していくため、今後も一定の私費負担は継続されるものと考えられる。

したがって、公費・私費を含めた全体の資金をいかに合理的かつ効率的に配分していくかということが重要な課題として認識されるべきである。

そのため、公費はもちろんのこと、私費についても、その実態把握が不可欠であり、現在徴収している学校諸費状況報告書の充実や決算書類の徴収などにより、継続して私費会計の収支状況を詳細に調査・分析し、その実態把握を通じて「公費・私費負担区分ガイドライン」の適時適切な見直しを行うっていくことが必要であると考える。

平成二十七年二月二十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社